

「栃木県まちなか元気会議」フェイスブック運用方針

平成30（2018）年7月16日

栃木県まちなか元気会議事務局（都市計画課）

1 目的

本方針は、栃木県まちなか元気会議事務局（以下、「事務局」という。）が運営する「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックの運用に関する事項について定める。

2 基本方針

「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックは、中心市街地の活性化に関する情報等を発信することで、栃木県内の市町の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ推進する。

3 運用方針

(1) 「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックは、事務局の職員が以下のとおり運用する。

- ① 職員が必要に応じて不定期投稿する。
- ② コメントには原則として対応しない。
- ③ 問合せについては事務局が対応する。
- ④ 利用者が「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックにコメントを投稿する場合、法令違反、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体を誹謗中傷するもの、その他運営者が不適切と判断するものに該当する行為を禁じる。また、この場合、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。
- ⑤ 「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックに掲載している全ての情報（写真及び文章等）に関する知的財産権（商標権や著作権などの全ての権利）は、栃木県及び運営者に帰属するものとし、引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

なお、「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックが再投稿した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

- ⑥ 「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックに投稿されたコメントに関して、栃木県及び運営者は一切責任を負わないものとする。また、「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックの投稿による投稿は、情報の正確性、完全性及び有用性について保証するものではない。

(2) 「栃木県まちなか元気会議」フェイスブックでは、次の情報を発信する。

- ・「栃木県まちなか元気会議」の活動に関する情報
- ・その他、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に資する情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、県土整備部都市計画課ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、同ホームページを通じて周知する。